

岐阜県地震災害等 医療救護計画

平成23年10月

目 次

第 1 地震災害等医療救護計画の策定目的	1
第 2 地震災害等医療救護計画策定の基本的な考え方	1
第 3 医療救護の対象者と実施期間	1
第 4 医療救護体制	3
第 1 章 医療救護体制	3
第 1 節 医療救護体制	3
1 医療救護活動における県・市町村・医療等関係機関の役割	
2 県の医療救護体制	
3 市町村の医療救護体制	
4 医療等関係機関	
第 2 節 情報の収集・提供体制	8
1 関係機関との情報収集・提供の体制	
2 住民に対する情報提供	
3 広域災害・救急医療情報システムの活用	
第 3 節 緊急搬送体制	9
1 負傷者等の搬送	
2 緊急搬送体制の確保	
第 2 章 医療救護対策	11
第 1 節 医療救護活動の実施	11
1 救護所、救護病院	
2 災害拠点病院	
3 医療救護班	
4 DMAT	
第 2 節 医薬品等の確保	14
第 3 節 血液製剤の確保	15
第 4 節 ライフラインの確保	15
1 ライフラインの優先復旧	
2 水、燃料の優先確保	
第 5 節 個人医療情報の確保	16

第3章 保健対策	18
第1節 保健活動	18
第2節 こころのケア活動	20
1 心のケアチームの派遣	
2 心のケアチームの活動	
第3節 歯科保健活動	20
第4節 母子保健活動	21
第4章 要援護者対策	22
第1節 在宅要援護者の把握	22
第2節 在宅要援護者への支援	22
1 精神障がい者等への支援	
2 難病患者等への支援	
第5章 防疫対策	25
第1節 防疫用薬剤等の備蓄	25
第2節 避難所等での感染症対策	25
1 感染症予防指導	
2 感染症患者対策	
3 感染症発生状況及び防疫活動の周知	
第3節 検病調査	25
1 検病調査班の編成	
2 健康診断の実施	
第4節 消毒	26
第5節 ねずみ族、昆虫等の駆除	26
第6節 予防接種等の実施	26
1 予防接種の実施	
2 予防投与の実施	

岐阜県地震災害等医療救護計画

第1 地震災害等医療救護計画策定の目的

予想される東海・東南海・南海地震等の災害による数多くの負傷者、被災者等へ保健・医療を提供するため、本計画を策定する。

なお、この計画では特に断りのない限り、「医療救護」という場合は「医療（助産）救護」を指すものとする。

第2 地震災害等医療救護計画策定の基本的な考え方

1 県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、局地災害だけではなく県下各地での甚大な被害の発生が予想される広域的な地震災害に対応することも想定して医療救護体制を確立するものとする。

2 本計画は、地震災害時における県、市町村、関係団体等の体制や役割、基本的な医療救護体制の手順などを定める。

医療救護活動を実施するにあたっては、下記のマニュアルにより、更に詳細な手法について確認するものとする。

- ・岐阜県地震災害等医療救護マニュアル
- ・災害時保健活動マニュアル
- ・災害時の心のケア対策の手引き
- ・感染症支援対策マニュアル
- ・保健所における難病患者在宅療養支援マニュアル

3 市町村は、管内で発生した大規模な災害において、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成し、医療救護体制を確立するものとする。

4 医療救護活動は、現行の救急医療体制、医薬品等供給体制等の活用をして行うとともに、国、関係団体等の全面的な協力を得て行うものとする。

5 原子力災害については、近県に立地する原子力施設において、事故が発生した場合における想定が平成24年夏を目処に明らかになる予定であるため、その時点で、改めて計画に追加する。

6 本計画は、災害医療をとりまく環境の変化を踏まえ、随時見直しを行う。

第3 医療救護の対象者と実施期間

1 医療救護の対象者は、以下のとおりとする。

(1) 災害により負傷した者

(2) 継続した治療が必要な疾病を有する者

精神障がい者、難病患者、人工透析を必要とする慢性腎不全患者、在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障がい者など、継続した治療が必要な疾病を有する者

(3) 口腔ケア及び咀嚼機能回復の必要な者

(4) 助産の必要な者

(5) 避難所生活における感染性疾患の蔓延や栄養不良、ストレスにより、心や身体健康状態が悪化した者

(6) その他医療を必要とする者

2 本計画の実施期間は、発生直後の負傷者等への応急救護から避難所等における被災者への保健・衛生（精神面のケアを含む。）体制の整備までを対象とし、被災地において概ね通常の保健医療体制が復元されるまでの間とする。

第4 医療救護体制

第1章 医療救護体制

第1節 医療救護体制

災害発生時における県、市町村及び医療等関係機関の医療救護体制を次のとおり定める。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動が実施できるよう体制を整備する。

1 医療救護活動における県・市町村・医療等関係機関の役割

(1) 市町村

地域住民に対する医療救護活動は、原則として市町村が実施する。

(2) 県

市町村が行う医療救護活動の応援・補完を行う。

(3) 医療等関係機関

県医師会等関係機関は、県の要請若しくは自らの判断により医療救護活動を実施するとともに、県及び市町村が実施する医療救護活動に協力する。

2 県の医療救護体制

(1) 災害対策本部（医療救護チーム）

県健康福祉部長をリーダーとする「医療救護チーム」を県災害対策本部内に設置する。

ア 医療救護チームの構成

医療救護チームは、次により構成する。

- (ア) チームリーダー 健康福祉部長
- (イ) 副チームリーダー 健康福祉部次長（医療）
- (ウ) 県関係課 医療整備課、保健医療課、生活衛生課、
薬務水道課、防災課
- (エ) 災害医療コーディネートチーム

a 役割

災害医療が中断なく、偏在なく、効果的に提供されるよう、災害医療に関する情報を、専門的科学的知見に基づき分析し、チームリーダーに対して企画・提案等の進言を行うほか、チームリーダーの指示を受け、関係機関との調整を行う。

b 構成

災害医療コーディネートチームは、常駐する災害医療コーディネーター及び非常駐の災害医療コーディネーターにより構成する。

【常駐】 健康福祉部次長（医療）

- ・災害対策本部（医療救護チーム）に常勤し、コーディネーターチームの調整を行う。

【非常駐】 災害医療関係機関から推薦をされた登録者

- ・平時より、災害医療関係機関から推薦された者を登録する。
- ・災害医療の各フェーズにおいて、必要に応じてチームリーダーが招集する。なお、登録者が自主的に参加を申し出ることができる。

※災害医療関係機関

社団法人岐阜県医師会、社団法人岐阜県歯科医師会、社団法人岐阜県病院協会、社団法人岐阜県看護師協会、社団法人岐阜県薬剤師会、基幹災害医療センター、岐阜大学医学部附属病院 等

イ 医療救護チームの業務

医療救護チームは、災害時の医療救護体制の確保に関する次の業務を行う。

- ①医療機関の被災状況の把握
- ②DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（支援要請及び受入）と調整
- ③医療救護班の派遣（支援要請及び受入）と調整
- ④JMAT等の支援要請及び受入と調整
- ⑤域内及び広域医療搬送の調整
- ⑥保健師の派遣（支援要請及び受入）と調整
- ⑦血液、医薬品等の調達
- ⑧避難所等の衛生対策（感染症・食中毒対策等）
- ⑨上記にかかる国、他都道府県への広域連携調整（支援要請及び受入）

(2) 災害対策支部（保健班）

県保健所長をリーダーとする「保健班」を県災害対策支部内に設置する。

災害対策支部は、災害対策本部の指揮のもと、管轄内の市町村が行う医療救護活動の支援を行う。

ア 災害対策支部（保健班）の構成

災害対策支部（保健班）は、次により構成する。

- (ア) 班長 保健所長
- (イ) 保健所各課 総務課、生活衛生課、健康増進課
- (ウ) 災害医療コーディネーターチーム

a 役割

災害医療コーディネーターチームは、各地域における災害医療が間断なく、偏在なく、効果的に提供されるよう、災害医療に関する情

報を、専門的科学的知見に基づき分析し、保健班長に対して企画・提案等の進言を行うほか、保健班長の指示を受け、関係機関との調整を行う。

b 構成

災害医療コーディネートチームは、常駐する災害医療コーディネーター及び非常駐の災害医療コーディネーターにより構成する。

【常 駐】保健所長

- ・コーディネートチームの調整を行う。保健所（県）が中心となって地域の医療資源に関する団体の調整を行い、地域の災害医療体制を構築する。

【非常駐】登録者（関係機関からの推薦者）

- ・平時より、地域の災害医療の中心となる関係機関から推薦をされた者を登録する。
- ・災害医療の各フェーズにおいて、必要に応じて保健班長が招集する。なお、登録者が自主的に参加を申し出ることができる。

※地域の災害医療の中心となる関係機関

地域医師会、地域歯科医師会、県薬剤師会支部、災害拠点病院、市町村（保健衛生担当部局：岐阜市は岐阜市保健所）

イ 保健班の業務

災害対策支部（県保健所）は、管轄内の市町村が行う医療救護活動の支援のため、次の業務を行う。

- ①医療機関の被災状況の把握
- ②DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（支援要請と受入）と調整
- ③医療救護班の派遣（支援要請と受入）と調整
- ④JMAT等の支援要請と受入と調整
- ⑤域内及び広域医療搬送の調整
- ⑥保健師の派遣（支援要請と受入）と調整
- ⑦重傷者等の広域医療搬送（支援要請と調整）
- ⑧血液、医薬品等の調達
- ⑨避難所等の衛生対策（感染症・食中毒対策等）
- ⑩上記にかかる県災害対策本部への報告及び支援要請

医療救護体制図

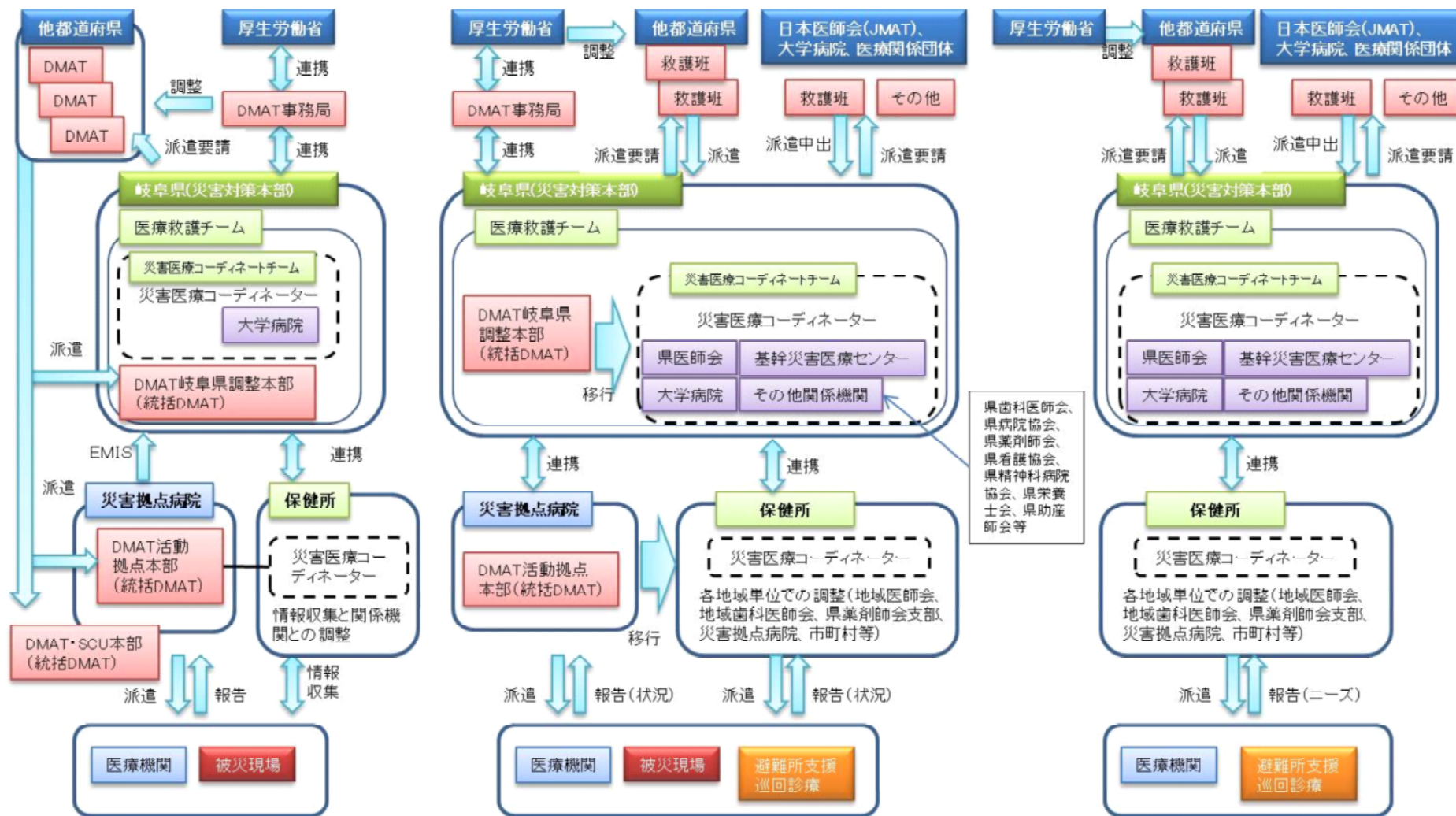
【超急性期（～48時間）】



【移行期（～約5日間）】



【中長期～】



3 市町村の医療救護体制

市町村は、次の事項について医療救護体制の確立を図る。

(1) 事前対策

- ・ 救護所の指定及び住民への周知
- ・ 救護病院の指定及び整備
- ・ 医療救護班の編成
- ・ 医薬品の備蓄
- ・ 医療ボランティア等の受入体制の確立

(2) 応急対策

- ・ 医療救護班の派遣
- ・ 仮設の被災負傷者収容施設の設置
- ・ 医薬品の供給
- ・ 負傷者等の搬送
- ・ 災害時に特に支援を要する者への対応
- ・ 医療機関被災状況・診療状況等の情報収集・連絡・提供

4 医療等関係機関

(1) 日本赤十字社岐阜県支部

「災害救助法による救助委託協定書」に基づき、県の要請により医療救護班を派遣する。

(2) 社団法人岐阜県医師会

医療救護班の派遣に協力する。

日本医師会が派遣する J M A T の調整を行う。

(3) 社団法人岐阜県病院協会

医療救護班の派遣に協力する。

(4) 社団法人岐阜県歯科医師会

歯科医療救護班の派遣に協力する。

(5) 社団法人岐阜県薬剤師会

医療救護班の派遣に協力する。

救護所、避難所等への薬剤師の派遣に協力する。

(6) 社団法人岐阜県看護協会

医療救護班の派遣に協力する。

救護所、避難所等への看護師の派遣に協力する。

(7) 岐阜県精神科病院協会

心のケアチームの派遣に協力する。

(8) 岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部

医薬品、医療資機材の調達に協力する。

- (9) 社団法人岐阜県栄養士会
栄養士の派遣に協力する。

第2節 情報の収集・提供体制

1 関係機関との情報収集・提供の体制

災害時に迅速かつ的確な医療救護活動、保健活動を行うための情報の収集にあたって、県は、国、公立病院、市町村、日本赤十字社、民間医療機関、医薬品等関係団体、保健所等（以下「国等関係機関」という。）から次の事項について情報を収集するとともに、関係機関に対し速やかに情報の提供を行う。

このため、県は、情報の収集や伝達について広域災害・救急医療システムのほか、複数の手段を確保するよう努める。

- ・被災地の市町村、保健所の被害状況
- ・医療機関の施設・設備・人員の被害状況
- ・医療機関の稼動状況（災害が長期化した場合には、歯科診療機能を含む）
- ・医薬品及び医療用資機材の需給状況
- ・医療機関周辺の道路の被害状況

2 住民に対する情報提供

医療機関の診療情報、保健活動情報等の住民への提供は、市町村災害対策本部が主体となって行う。

県（災害対策本部、支部）は、報道機関等を通じて情報を提供し、市町村災害対策本部を支援する。

3 広域災害・救急医療情報システムの活用

被災医療機関への支援及び患者の広域搬送を迅速に進めるため、広域災害・救急医療情報システムを活用し、県、市町村（消防本部）、医療機関において次の項目について、情報を共有する。

県は、システムの情報をもとに、被災地内の傷病者を被災地外の医療機関に受入れるため調整を行う。

なお、平常時から医療機関、保健所、市町村（消防本部）と連携して、広域災害・救急医療情報システムを用いた情報受伝達訓練を実施する。

○情報共有する項目<全医療機関必須入力項目>

- ・医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- ・現在の受入患者数
- ・ライフライン状況（電気、水道、医療ガス）
- ・患者転送要請（外傷患者人数、疾病患者人数、要手術患者人数）

【ドクターヘリ等の活用体制】

ア 市町村からの要請

(ア) 市町村

県災害対策支部にドクターヘリ等の派遣を要請する。

(イ) 県災害対策支部

市町村の要請に基づいて、県災害対策本部に派遣を要請する。

(ウ) 県災害対策本部

県災害対策支部の要請に基づいて、医療救護チームがヘリ統制チームに派遣を要請する。ヘリ統制チームは、ヘリコプターの運航状況を踏まえ、ドクターヘリ等に出動を指示又は要請する。

イ DMATによる要請

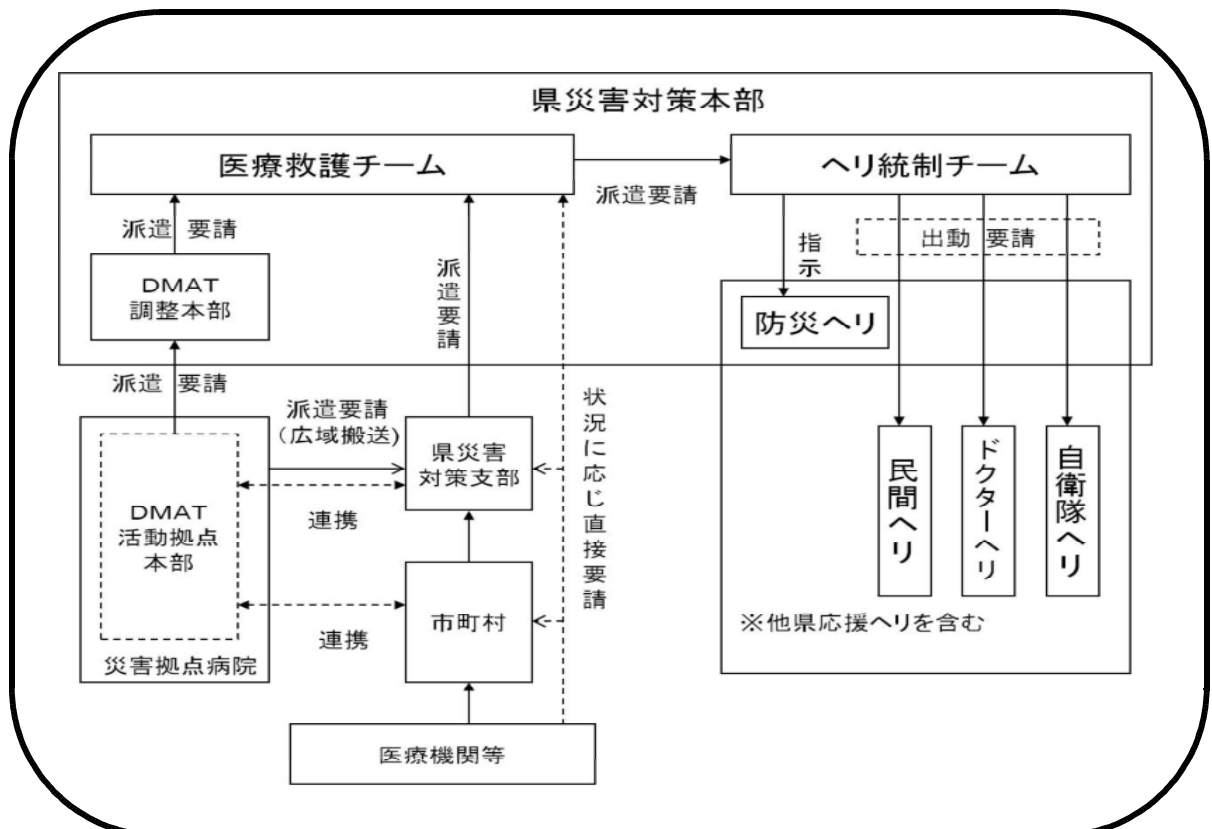
(ア) DMAT活動拠点本部

県災害対策本部にあるDMAT調整本部にドクターヘリ等の派遣を要請する。

(イ) DMAT調整本部（県災害対策本部内）

DMAT活動拠点本部の要請に基づいて、医療救護チームに派遣を要請する。医療救護チームは、ヘリ統制チームに派遣を要請する。ヘリ統制チームは、ヘリコプターの運航状況を踏まえ、ドクターヘリ等に出動を指示又は要請する。

(ドクターヘリ等の活用体制イメージ)



第2章 医療救護対策

第1節 医療救護活動の実施

医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

1 救護所、救護病院

(1) 救護所・救護病院の指定

市町村は、大規模災害時の被害想定に基づき、地区医師会、地区歯科医師会の協力を得て、あらかじめ救護所（又は救護所開設予定場所）及び救護病院を指定する。また、必要に応じて、仮設の被災負傷者収容施設を設置する。

(2) 救護所の構成

救護所は、医療救護班、歯科医療救護班により構成する。

(3) 救護所、救護病院の活動

ア 救護所

救護所では、次の活動を行う。

- ・傷病者の後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定(トリアージ)
- ・応急的な医療の提供
- ・救護所に対応できない患者の救護病院等への移送手配
- ・その他必要な事項

イ 救護病院

救護病院では、次の活動を行う。

- ・患者の処置及び収容
- ・災害拠点病院等への移送手配
- ・その他必要な事項

2 災害拠点病院

(1) 災害拠点病院の指定

県は、2箇所の基幹災害医療センターと9箇所の地域災害医療センターを指定している。

■災害拠点病院とは

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度な診療機能を有し、地域における災害医療活動の指導調整等、中心的な役割を担うとともに、DMAT派遣や広域医療搬送に係る対応等を行う。

災害拠点病院には、「基幹災害医療センター」と「地域災害医療センター」があり、基幹災害医療センターは、都道府県において災害医療を提供するうえでの中心的役割を担う。

災害拠点病院

圏域	医療機関名	区 分
岐阜	県総合医療センター	基幹災害医療センター
	岐阜赤十字病院	地域災害医療センター
	岐阜大学医学部附属病院	基幹災害医療センター
	岐阜市民病院	地域災害医療センター
	松波総合病院	地域災害医療センター
西濃	大垣市民病院	地域災害医療センター
中濃	木沢記念病院	地域災害医療センター
	中濃厚生病院	地域災害医療センター
東濃	中津川市民病院	地域災害医療センター
	県立多治見病院	地域災害医療センター
飛騨	高山赤十字病院	地域災害医療センター

(2) 災害拠点病院の機能

災害拠点病院には、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、次の機能が求められる。

- ①多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能
- ⑤災害医療の研修を行う機能（基幹災害医療センター）

※その他の求められる機能（日本DMAT活動要領）

DMAT参集拠点（DMAT活動拠点本部）の設置箇所の確保

(3) 災害拠点病院の機能強化

災害拠点病院は、大規模災害時に病院機能が確保されるよう、既存建物、設備、付帯設備等の耐震化とともに、水、電気、燃料、通信等のライフラインが途絶した場合に備えて、非常用貯水槽の設置、自家発電装置、燃料タンクの増強を計画的に進める。

災害拠点病院は、平常時から近隣医療機関と連携を強化する取組みを積極的に進める。

県は、災害拠点病院の活動が円滑に行われるよう、災害時医療救護に係る人材育成に向けた研修、訓練を消防機関等と連携して実施する。

3 医療救護班

(1) 活動場所

医療救護班は、市町村及び県の要請に基づき、市町村の設置する救護所のほか、医師等が不足する診療可能な医療機関において医療救護活動を行う。

(2) 医療救護班の基本構成

ア 医療救護班

班 構 成 (人)				
医 師	看護師	薬剤師	連絡調整員	計
1	2	1	1	5

イ 歯科医療救護班

班 構 成 (人)			
歯科医師	歯科衛生士	連絡調整員	計
1	2	1	4

(3) 医療救護班の活動

ア 医療救護班

- ・ 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）
- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- ・ 医薬品又は医療用資機材の確保
- ・ 看護
- ・ 助産
- ・ 死亡の確認

以上のほか、必要に応じて、遺体の検案に協力する。

イ 歯科医療救護班

- ・ 収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- ・ 医薬品又は歯科医療用資機材の確保

以上のほか、必要に応じて遺体の検案に協力する。

4 DMAT

(1) DMAT指定病院の指定

県は、「DMAT指定病院」を指定し、DMATの計画的な養成に努める。

また、DMATの派遣に備え、DMAT運用計画を整備する。

(2) DMATの活動

DMATは、原則として被災地内で以下の活動を行うものとする。

- ・ 消防機関等と連携し、トリアージ、緊急医療等を行う（現場活動）
- ・ 被災地内での患者搬送及び搬送中の治療等を行う（域内搬送）
- ・ 災害拠点病院の指揮下に入り、患者の治療等を行う（病院支援）

第2節 医薬品等の確保

1 市町村

医療機関の要請に基づき、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資機材（以下「医薬品等」という。）を調達する。調達が困難な場合は、県災害対策支部に応援を要請する。

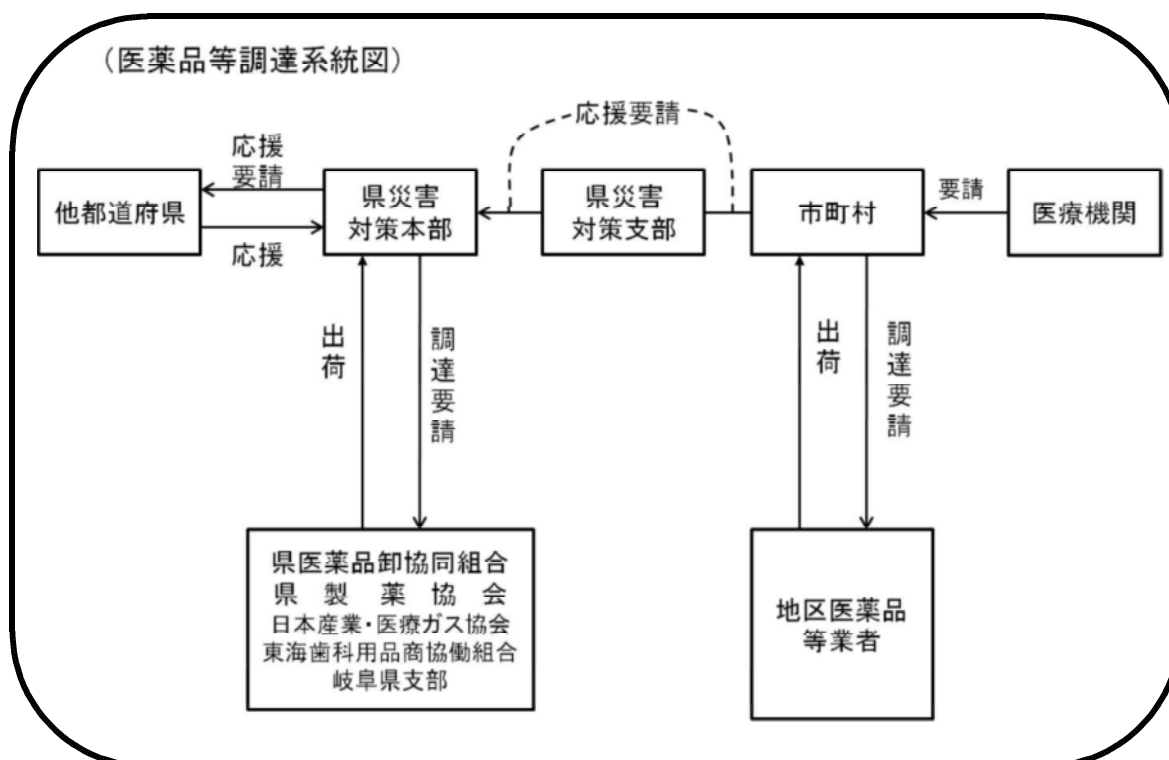
2 県

(1) 県災害対策支部

市町村から医薬品等の確保について要請を受けたときは、県災害対策本部に対し、調達を要請する。

(2) 県災害対策本部

県災害対策支部から医薬品等の確保について要請を受けたときは、県医薬品卸協同組合、県製薬協会、日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部に要請し、調達する。また、必要に応じ他都道府県等に応援を要請する。



第3節 血液製剤の確保

県、市町村及び県赤十字血液センターは、状況に応じた血液製剤の確保を図るため、次のことを行う。

1 県赤十字血液センター

県赤十字血液センターは、医療機関の要請に基づき、既存の血液製剤供給体制を活用し、血液製剤の供給を行う。血液製剤が不足した場合は、次により血液製剤の確保を図る。

(1) 基幹血液センター（愛知県赤十字血液センター）への要請

県血液センターは、基幹血液センターに対し、血液製剤の供給を要請する。

基幹血液センターにおいて血液の確保が困難な場合は、他のブロックの基幹血液センターに対し血液製剤の供給を要請する。

血液製剤の輸送は、県赤十字センターが行うが、必要に応じ車両の確保、ヘリコプターの活用等について、県及び市町村に対し応援を要請する。

(2) 献血の受入れ

被害の少ない献血ルームを活用するとともに、被害の軽微な地域に移動採血車を出動させ、県民から献血を受ける。

移動採血車の出動地域の設定や献血の県民への要請にあたっては、県及び市町村に協力を要請する。

2 県及び市町村

(1) 献血の受入れ支援

県赤十字センターからの要請に基づき、移動採血車の出動先について設定するとともに、報道機関等を活用し、広く県民に献血を呼びかけ、県赤十字血液センターの献血の受入れを支援する。

(2) 血液製剤の輸送支援

県赤十字センターからの要請に基づき、車両の確保、ヘリコプターの活用により、血液製剤の輸送を支援する。

第4節 ライフラインの確保

1 ライフラインの優先復旧

水、電気、燃料、通信等のライフラインが途絶した場合、県、市町村、各事業者が連携して、災害拠点病院等の医療機関へのライフラインの復旧を優先的に進める。

2 水、燃料の優先確保

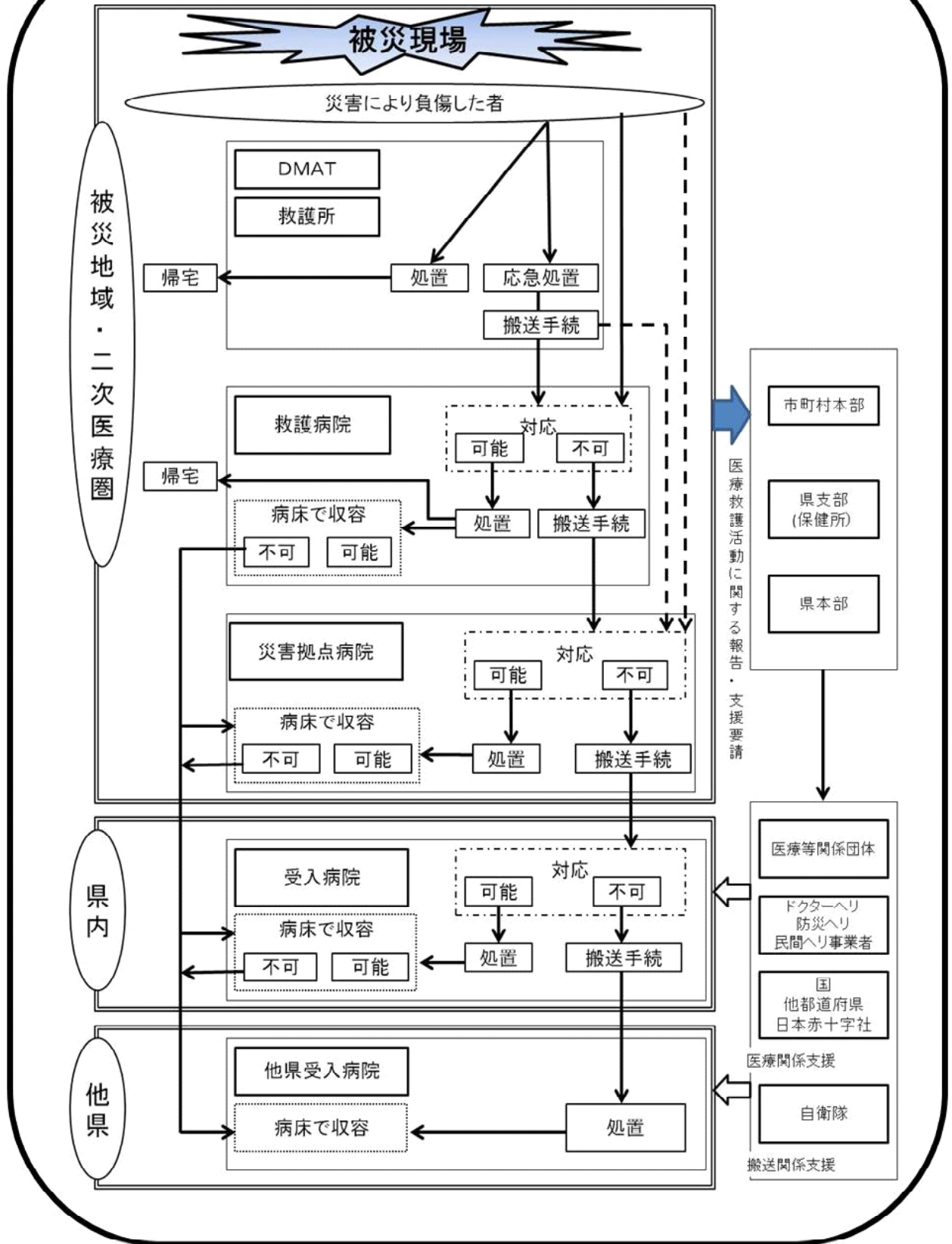
ライフラインが復旧するまでの間、医療救護活動を円滑に行えるよう、県、市町村、事業者が連携して、水、燃料の優先的な確保を図る。

第5節 個人医療情報の確保

被災者の応急処置を迅速かつ適切に行うため、県及び市町村は、お薬手帳や既往歴、薬の服用履歴等の救急医療情報を記載したカードを個人が常備、携帯するよう、普及啓発を図る。

また、国等が検討を進めている個人の医療情報の電子化などについても、災害時の活用を検討する。

災害医療救護活動の流れ(イメージ)



第3章 保健対策

第1節 保健活動

インフルエンザ等の感染性疾患の蔓延、栄養不良、ストレス等による被災者の健康状態の悪化を予防するとともに、健康状態が悪化している者を早期発見し、こころのケア、口腔ケア、要援護者支援、防疫等の必要な支援につなげるため、次により保健活動を行う。

災害の発生から刻々と変化する状況に応じた具体的な保健活動については、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」に定める。

1 市町村

(1) 健康課題情報の収集及び提供

被災地の避難所や救護所等における住民のインフルエンザ、高血圧等の健康課題、被災状況の情報を収集し、県災害対策支部、地区の医療等関係機関に情報提供する。

(2) 保健活動方針の決定

健康課題や被災状況を踏まえ、応急救護、防疫活動、要援護者の安否・健康状態の確認等の支援内容、支援人員、支援場所等の保健活動方針を定める。

保健活動にあたっては、必要に応じて県に応援を要請する。

(3) 保健活動の実施

応急救護、防疫活動、要援護者の安否・健康状態の確認等の保健活動は、保健師、栄養士が「岐阜県災害時保健活動マニュアル」に基づいて行う。

2 県災害対策支部

(1) 健康課題情報等の収集及び提供

保健所は、市町村災害対本部を通じ又は直接、被災地の健康課題、市町村の保健活動体制等の情報を収集するとともに、県災害対策本部に報告する。

(2) 市町村が行う保健活動への支援

市町村の要請又は市町村の健康課題や被災状況等を踏まえ、保健師の派遣等により、市町村の保健活動を支援する。

保健活動の支援にあたっては、必要に応じて県災害対策本部に応援を要請する。

3 県災害対策本部

(1) 健康課題情報等の収集及び提供

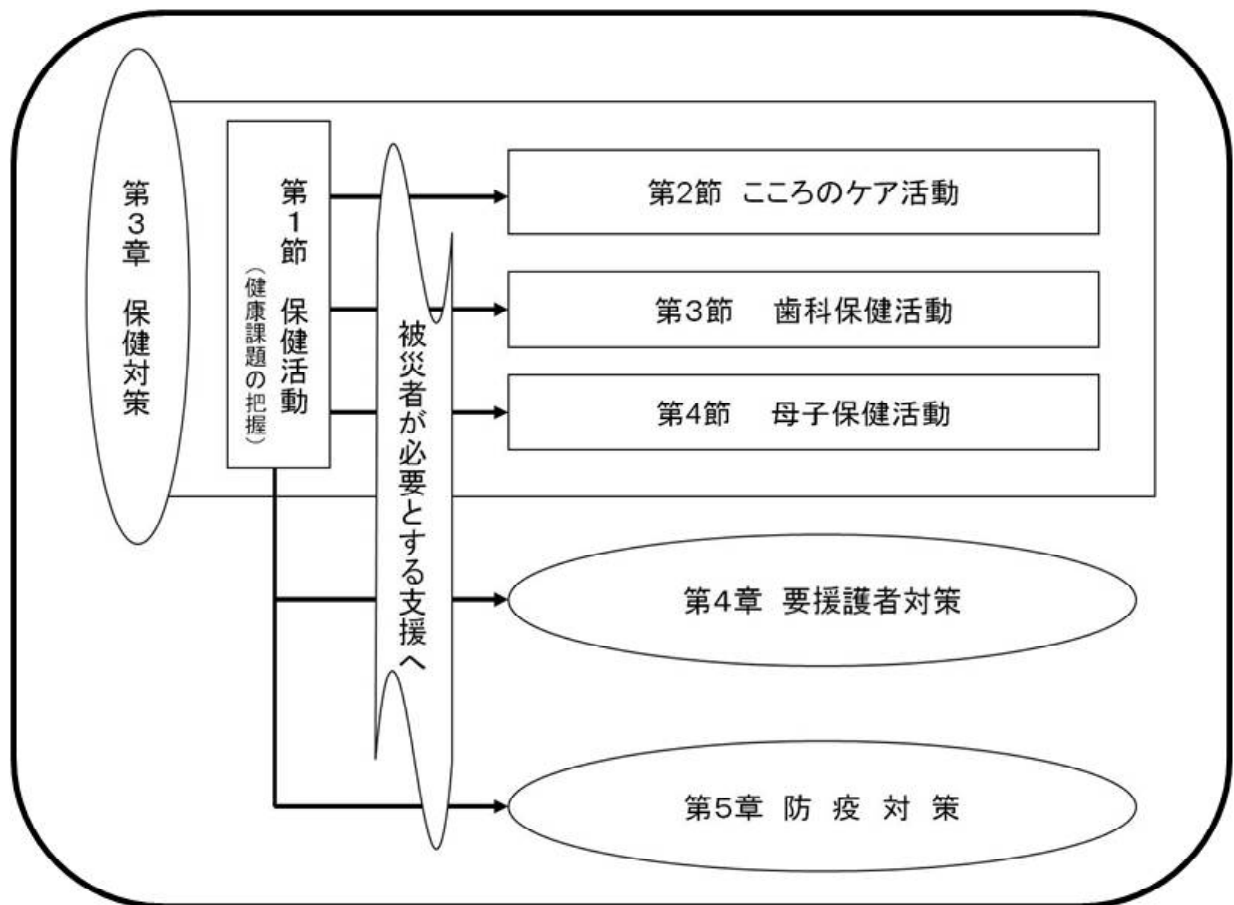
県災害対策支部を通じ又は直接、被災地の健康課題、市町村の保健活動体制等の情報を収集するとともに、国、医療等関係機関に提供する。

(2) 県災害対策支部が行う保健活動への支援

県災害対策支部からの要請に基づき、被災地以外の県内保健所および市町村保健師の派遣等の支援を行う。

保健活動の支援にあたっては、必要に応じて他都道府県に応援を要請する。

(保健活動とこころのケア活動、要援護者対策、防疫対策の関係)



第2節 心のケア活動

保健活動により、被災者への精神面に関するケアが必要な場合、次により心のケアチームによる支援を行う。

災害の発生から刻々と変化する状況の中でのフェーズに応じた具体的なところのケア活動については、「災害時の心のケア対策の手引き」に定める。

1 心のケアチームの派遣

(1) 市町村

保健活動の結果を踏まえ、県に対し心のケアチームの派遣を要請する。

(2) 県災害対策支部

市町村の要請にもとづき、県災害対策本部に心のケアチームの派遣を要請する。

県災害対策本部から派遣された心のケアチームの活動調整を行い、市町村が指定する活動場所に派遣する。

(3) 県災害対策本部

県災害対策支部の要請にもとづき、心のケアチームの派遣を行う。

派遣にあたっては、県内の被災地以外の公的病院のほか、県精神科病院協会に応援を要請するとともに、必要に応じ他都道府県等に応援を要請する。

2 心のケアチームの活動

心のケアチームは、次の活動を行う。

- ・精神障がい者等に対する医療・看護・指導
- ・声かけや見守り等プライマリーメンタルヘルスケア
- ・巡回相談
- ・個別ケア

3 心のケアチームの基本構成

班 構 成 (人)			
医 師	看 護 師	そ の 他	計
1	1	2	4

第3節 歯科保健活動

長期化が予想される被災者の避難生活の質を維持するため、岐阜県歯科医師会の協力のもと、口腔衛生の維持、回復及び早期歯科治療につなげるため、次により歯科医、歯科衛生士等による口腔ケアチームによる口腔ケアの支援を行う。

1 市町村

保健活動の結果を踏まえ、口腔ケアチームによる口腔ケアを行う。

2 県災害対策支部

市町村の要請にもとづき、口腔ケアチームの派遣を行う。
派遣にあたっては、必要に応じ県災害対策本部に応援を要請する。

3 県災害対策本部

県災害対策支部からの要請にもとづき、口腔ケアチームの派遣を行う。
派遣にあたっては、必要に応じ他都道府県等に応援を要請する。

第4節 母子保健活動

保健活動の結果、分娩取扱い医療機関への受診支援が必要な妊婦に対し、次により受入れ可能な分娩取扱い機関を確保して受診を支援する。

1 市町村

県災害対策支部に対し、受入れ可能な分娩取扱い機関の確保を県災害対策支部に要請する。

2 県災害対策支部

市町村から受入れ可能な分娩取扱い機関の確保について要請を受けたときは、県災害対策本部に対し、分娩取扱い機関の確保を要請する。

3 県災害対策本部

県災害対策支部から受入れ可能な分娩取扱い機関の確保について要請を受けたときは、岐阜県産婦人科医会に受入可能な分娩取扱い機関の調整を依頼し、受入れ可能な分娩取扱い医療機関を確保する。

第4章 要援護者対策

精神障がい者、難病患者、人工透析を必要とする慢性腎不全患者など、継続した治療が必要な疾病を有する要援護者について、疾病の特性に応じた支援のため、次のことを行う。

第1節 在宅要援護者の把握

市町村は、平時より、災害時要援護者対策の一環として進めている要援護者台帳を活用し、精神障がい者等の継続した治療を要する要援護者の把握に努める。

また、大規模災害発生後は、要援護者の被災状況及び必要な支援の把握を行う。

第2節 在宅要援護者への支援

1 精神障がい者等への支援

精神障がい者等の支援のため、県及び市町村は、次のことを行う。

(1) 市町村

○ 心のケアチームの派遣要請及び活動支援

精神障がい者等に対する医療のため、県災害対策支部に対し、心のケアチームの派遣を要請する。

(2) 県災害対策支部

○ 心のケアチームの派遣

市町村の要請にもとづき、県災害対策本部に対し、心のケアチームの派遣を要請する。

県災害対策本部から派遣された心のケアチームの活動調整を行い、市町村が指定する活動場所に派遣する。

(3) 県災害対策本部

ア 精神科救急医療システムの確認及び再構築

精神科救急医療システムに参加する病院の被災状況を確認するとともに、病院の被災状況に応じて、再構築する。

※精神科救急医療システム

夜間・休日において緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、適切な医療を確保するため、病院群輪番制による精神科救急医療体制

イ 心のケアチームの派遣

県災害対策支部の要請にもとづき、心のケアチームの派遣を行う。

派遣にあたっては、県内の被災地以外の公的病院のほか、県精神病院協会に応援を要請するとともに、必要に応じ他都道府県等に応援を要請する。

2 難病患者等への支援

難病患者等の支援のため、県及び市町村は、次のことを行う。

(1) 難病患者

ア 市町村

(ア) 救護所（医療救護班）等での治療

保健活動により把握した難病患者について、救護所（医療救護班）、救護病院等において治療を行う。

(イ) 入院を要する患者の受入要請

救護所（医療救護班）等での治療の結果、入院を要すると判断された患者については、県災害対策支部に対し、病院への受入調整を要請する。

(ウ) 疾患に応じた必要な薬品の確保

医療機関の要請に基づき、疾患に応じた必要な医薬品を調達する。
調達が困難な場合は、県災害対策支部に応援を要請する。

イ 県災害対策支部

(ア) 入院を要する患者の受入調整（難病拠点・協力病院との連携）

市町村の要請にもとづき、入院を要する患者の医療機関への受入調整を行う。

医療機関への受入調整にあたっては、必要に応じて、県災害対策本部に調整を要請する。

(イ) 疾患に応じた必要な薬品の確保

市町村から疾患に応じた必要な医薬品の確保について要請を受けたときは、県災害対策本部に対し、調達を要請する。

(ウ) 疾病に応じた人工呼吸器等の医療機器の電源確保

保健所は、患者及びその家族に対し、平常時から大規模災害発生時の停電に備え、人工呼吸器等の医療機器の非常用電源を確保するよう、啓発を行う。

ウ 県災害対策本部

(ア) 入院を要する入院患者の受入調整（難病拠点・協力病院との連携）

県災害対策支部の要請にもとづき、入院を要する患者の医療機関への受入調整を行う。

医療機関への受入調整にあたっては、必要に応じ他都道府県等に受入を要請する。

(イ) 疾患に応じた必要な医薬品の確保

県災害対策支部から疾患に応じた必要な医薬品の確保について要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき、県医薬品卸協同組合、県製薬協会、日本産業・医療ガ

ス協会に要請し、調達する。

疾患に応じた必要な医薬品の確保にあたっては、必要に応じ他都道府県等に応援を要請する。

(2) 人工透析患者

ア 市町村

(ア) 透析を要する患者の受入要請

保健活動により把握した透析を要する患者について、県災害対策支部に対し、透析実施医療機関への受入調整を要請する。

(イ) 透析に必要な水、透析液、薬剤等の確保

医療機関の要請に基づき、透析に必要な水、透析液、薬剤等を調達する。調達が困難な場合は、県災害対策支部に応援を要請する。

イ 県災害対策支部

(ア) 透析を要する患者の受入要請

市町村の要請にもとづき、県災害対策本部に対して透析実施医療機関への受入調整を依頼する。

(イ) 透析に必要な水、透析液、薬剤等の確保

市町村から透析に必要な水、透析液、薬剤等の確保について要請を受けたときは、県災害対策本部に対し、調達を要請する。

ウ 県災害対策本部

(ア) 透析を要する入院患者の受入調整

県災害対策支部の要請にもとづき、日本透析医会災害情報ネットワークへ、透析を要する患者の受入調整を依頼する。

(イ) 透析に必要な水、透析液、薬剤等の確保

県災害対策支部から透析に必要な水、透析液、薬剤等の確保について要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき、県医薬品卸協同組合、県製薬協会、日本産業・医療ガス協会に要請し、調達する。

透析に必要な水、透析液、薬剤等の確保にあたっては、必要に応じ他都道府県等に応援を要請する。

第5章 防疫対策

感染症の発生予防、蔓延防止のため、次により防疫対策を実施する。

第1節 防疫用薬剤等の備蓄

1 市町村

防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

2 県

県薬剤師会、県製薬協会、県医薬品卸協同組合等関係機関に協力を依頼し、市町村の要請に応じて防疫用薬剤及び資機材の供給体制の確立を図る。

第2節 避難所等での感染症対策

1 感染症予防指導

市町村は、被災者に対し手洗い、消毒、うがい、マスク、換気等の指導を行い、避難所等における感染症予防を図る。

2 感染症患者対策

市町村は、感染性疾患のある者について、救護所等で必要な治療を行うとともに、避難所の配置換えを行うなど、感染症のまん延防止を図る。

なお、入院が必要な患者については、医療機関への移送を行う。

3 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、県及び市町村は、その発生状況及びその防疫活動に基づき、速やかに広報活動を実施する。

第3節 検病調査

県は、災害に即応した防疫対策のため、被災地並びに集団避難所等において検病調査を行う。

1 検病調査班の編成

災害対策支部は、保健師等による検病調査班を編成する。

災害対策支部で検病調査班の編成が困難な場合は、県災害対策本部に応援を要請する。

2 健康診断の実施

調査の結果、必要があるときは、健康診断を実施する。

第4節 消毒

県は、感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて感染症患者や建物等管理者に対し、感染症患者がいる場所等の消毒を命令する。

また、感染症患者がいる場所等を感染症患者や建物等の管理者等が消毒することが困難な場合は、市町村が行う。

第5節 ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて建物等の管理者に対し、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等の駆除を命令する。

建物等の管理者が駆除することが困難な場合は、市町村が行う。

第6節 予防接種等の実施

1 予防接種の実施

県は、必要に応じて市町村に対し予防接種を行うよう指示する。市町村が行うことが困難な場合は、県が行う。

2 予防投与の実施

県は、市町村に対し避難所等においてインフルエンザがまん延した場合、必要に応じ、高齢者、慢性呼吸器疾患、代謝疾患等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう指示する。市町村が行うことが困難な場合は、県が行う。

